平成２８年（フ）第９５号
山口県下関市彦島江の浦町９丁目９番１－101号　フラワーハイツ上田、前住所山口県下関市彦島本村町７丁目５番14号
債務者　平本　敦資
1　決定年月日時　平成28年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第９０号
徳島県徳島市八万町福万山４番地の58、旧住所徳島県徳島市南二軒屋町３丁目２番69－102号
債務者　榎谷　正司
1　決定年月日時　平成28年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０６号
徳島県徳島市昭和町４丁目６番地の８、旧住所徳島県徳島市南島田町３丁目38番地の４
債務者　平田　初江
1　決定年月日時　平成28年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４５号
愛媛県今治市大西町宮脇甲1124番地３
債務者　葛山　　薫
1　決定年月日時　平成28年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第２９号
高知県幡多郡黒潮町蜷川92番地
債務者　小島　芳治
1　決定年月日時　平成28年８月１日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第５６号
福岡県飯塚市綱分608番地28、前住所福岡県北九州市八幡西区木屋瀬５丁目15番36号
債務者　半田　正博
1　決定年月日時　平成28年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第２０３号
大分市花江川14番17号（コンフォール志村Ｄ101）
債務者　竹原堅太郎
1　決定年月日時　平成28年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１８４号
宮崎市大字赤江409番地　市営住宅167棟９号
債務者　竹下　英子
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１６号
宮崎市清武町新町１丁目５番地１
債務者　髙津　一恵
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１８号
宮崎市清武町池田台41番地10
債務者　黒田　　健
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８５号
宮崎県延岡市浜町595番地24　第３オリーブハイツ　Ａ－202
債務者　藤本　　学
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第８７号
宮崎県延岡市昭和町２丁目2233番地　53－２
債務者　大西　幸子
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第８８号
宮崎県日向市向江町２丁目30番地７
債務者　日高　有姫（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第３１号
高知県宿毛市自由ケ丘12番８号、前住所愛媛県今治市馬越町３丁目４番１号　エスポワール馬越201号
債務者　山本　涼平
1　決定年月日時　平成28年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第３６３号
神奈川県平塚市袖ケ浜11番４－104号　県営袖ケ浜アパート
債務者　横南　　圭
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３６６号
神奈川県平塚市袖ケ浜11番４－104号　県営袖ケ浜アパート
債務者　横南　　都（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３９２号
神奈川県平塚市北金目１丁目16－９　グランデフェリス101、住民票上の住所神奈川県大和市下鶴間704番地８　クレアールつきみ野303号
債務者　高田　　燦
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部